



# APO\_社労士通信

## 労災給付(療養補償と休業補償)

### ■業務災害と通勤災害

業務災害とは、労働者が就業中に業務が原因となって被った負傷、疾病または死亡をいい、業務と傷病等との間に一定の因果関係があることが要件になります。

通勤災害とは、通勤によって労働者が被った傷病等をいい、この場合の「通勤」とは、就業に関し、⑦住居と就業の場所との間の往復⑧就業の場所から他の就業の場所への移動⑨単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法で行くことをいい、業務の性質を有するものを除くとされています。なお、原則として移動の経路を逸脱し、または中断した場合には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません。

### ■療養(補償)給付

労働者が、業務上または通勤により負傷したり、疾病にかかって療養を必要とするとき、療養補償給付(業務災害の場合)または療養給付(通勤災害の場合)が支給されます。給付は次のように現物又は現金で行われます。

①療養の給付(現物給付): 労災病院や指定医療機関・薬局等で治療や薬剤の支給を受けることができます。請求は、療養を受けている指定医療機関等を経由して、所轄の労働基準監督署長に、事業主の証明を受けた「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」を提出することにより行います※通勤災害の場合は一部負担金あり(200円)。

②療養の費用の支給(現金給付): 指定医療機関以外で療養を受けた場合や、装具(コルセット等)を使用した場合等に、その療養にかかった費用を現金で償還する制度です。請求は、所轄の労働基準監督署長に、診療担当者及び事業主の証明を受けた「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」を提出することにより行います。※その他に柔道整復師から手当を受けた場合、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた場合も請求できることがあります。

### ■休業(補償)給付

労働者が、業務上または通勤による負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのため賃金を受けていない場合、休業補償給付(業務災害)または休業給付(通勤災害)の支給を受けることができます。特別加入者(中小事業主及びその家族従事者、一人親方及びその他の自営業者等、海外派遣者等、特定作業従事者)の給付については当通信第65号及び66号をご参照ください。※賃金を受けている場合でも、給付基礎日額の100分の60未満の金額しか受けていない場合は給付を受けられません。

(a) 期間: 業務災害または通勤災害による傷病の療養のため休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます。

※休業開始から3日間(待機期間)については、給付は行われません。待機期間とは、休業に至る負傷が所定労働時間中に発生した場合に当日を含めて3日間ということになり、残業時間中に負傷した場合には、翌日から3日間となります。この3日間は連続していなくても構いません。なお、業務災害の場合の待機期間については事業主自らが労基法76条に基づく休業補償を行わなければならない。

(b) 支給金額: 給付基礎日額の80%(60%が休業補償給付、残り20%が特別支給金) × 休業日数

※給付基礎日額:  $\frac{\text{負傷の原因となった事故が発生した日または疾病の発生が確定した日の前3ヶ月間の賃金の総額}}{\text{上記3ヶ月間の総日数}}$

※なお、給付基礎日額には最低保障額が決められており、算定した額がその額に満たない場合はその額が適用されます。

(c) 請求: 休業(補償)給付支給請求書に診療担当者及び事業主の証明を受け、所轄の労働基準監督署長に提出してください(休業特別支給金も同請求書で請求します)。請求にあたり、休業した全日数分を一括して請求するか、何回かに分けて請求するかについては定めがなく自由ですが、休業が長期にわたる場合は、一般的に1か月分ずつ請求するケースが多いです。※通勤災害により療養給付を受ける方については、初回の休業給付から一部負担金として200円(日雇特例被保険者については100円)が控除されます。



## 知っておきたいミニ知識

### 第74回 労災保険 第三者行為災害

「第三者行為災害」とは、労災保険給付の原因である災害が第三者(当該労災保険の保険関係の当事者以外の者)の行為によって生じたもので、労災保険の受給権者である被災労働者または遺族に対して、第三者が損額賠償の義務を有しているものをいいます。第三者行為災害に該当する場合、被災者は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に対しても給付請求権を取得します。労災保険と民事損害賠償との支給調整は、労働者災害補償保険法において以下のように定められており、「控除」と「求償」の2種類の方法にて調整が行われます。

① 被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる。(控除)

② 先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する。(求償)

■自賠責保険に対する請求権を持つ場合…自動車事故の場合、労災保険給付と自賠責保険等による保険金支払のどちらか一方を先に受けます。自賠責保険等を先に受けた場合は、支払われた保険金のうち、同一の事由によるものについては労災保険から控除されます。また、労災給付を先に受けた場合は、自賠責保険等からの支払いを受けることはできません。

■示談を行う場合…被災者等と第三者との間で、被災者等が受け取る全ての損害賠償についての示談が真正に成立し、被災者等が示談内容以外の損害賠償請求権を放棄した場合、政府は原則として示談成立後の労災給付を行わないこととなっています。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>